

令和8年松茂町議会第1回定例会会議録

第2日目（3月9日）

○出席議員

- 1 番 山 元 尚 武
- 2 番 金 森 恵美子
- 3 番 川 端 順
- 4 番 尾 野 浩 士
- 5 番 鎌 田 寛 司
- 6 番 村 田 茂
- 7 番 川 田 修
- 8 番 板 東 絹 代
- 9 番 立 井 武 雄
- 10 番 森 谷 靖
- 11 番 米 田 利 彦
- 12 番 佐 藤 道 昭

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	富士雅章
副町長	松下師一
教育長	丹羽敦子
総務部長	藤田弘美
民生部長	山下真穂
教育次長	谷本富美代
会計管理者	佐藤友美
チャレンジ課長	袴田智香
危機管理課長	山口高史
税務課長	多田雄一
総務課長	川田浩二
環境センター所長	飯田雅章
建設課長	永井義猛
上下水道課長	田村佳裕
産業環境課長	吉田博
住民課長	宮本早苗
長寿社会課長	河野聖子
社会教育課長	近藤拓司
保健相談センター所長	三木幸枝
福祉課長	稲成裕子
学校教育課長	東條倫也

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	河野歩美
議会事務局係長	小松美佐

令和8年松茂町議会第1回定例会会議録

令和8年3月9日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

板 東 絹 代 議員

- (1) 小中学校の金融教育について
- (2) 介護予防に「健康マージャン」イベントの開催を

立 井 武 雄 議員

- (1) 野焼きトラブルを防ぐための周知について
- (2) 認知症対策へのA I活用について

金 森 恵美子 議員

- (1) 小・中学校の登下校時の安全に対する取組について
- (2) 新規就農者の確保と育成について

村 田 茂 議員

- (1) 男性用トイレのサニタリーボックスの設置について

川 田 修 議員

- (1) 旧吉野川松茂防災まちづくり一体型築堤事業の進捗状況と町の対応について

日程第2 議案第 5号 喜来小学校空調改修工事請負契約締結について

日程第3 議案第 6号 松茂町企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例

日程第4 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第 8号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第 9号 松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第10号 松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第11号 松茂町職員等の旅費に関する条例

- 日程第9 議案第12号 松茂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第13号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第14号 松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第15号 松茂町総合振興計画審議会条例を廃止する条例
- 日程第13 議案第16号 松茂町地方版総合戦略審議会条例
- 日程第14 議案第17号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第18号 松茂町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第19号 松茂町人権尊重のまちづくり条例
- 日程第17 議案第20号 松茂町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第18 議案第21号 子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第22号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第23号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第24号 松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第25号 松茂町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第26号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第27号 松茂町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第28号 松茂町幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第29号 町道路線の認定について
- 日程第27 議案第30号 町道路線の変更について
- 日程第28 議案第31号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第29 議案第32号 令和7年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第30 議案第33号 令和7年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第34号 令和7年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 日程第32 議案第35号 令和7年度松茂町新工業団地特別会計補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第36号 令和8年度松茂町一般会計予算
- 日程第34 議案第37号 令和8年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第38号 令和8年度松茂町介護保険特別会計予算
- 日程第36 議案第39号 令和8年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議案第40号 令和8年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 日程第38 議案第41号 令和8年度松茂町新工業団地特別会計予算
- 日程第39 議案第42号 令和8年度松茂町水道特別会計予算
- 日程第40 議案第43号 令和8年度松茂町下水道特別会計予算

令和8年松茂町議会第1回定例会会議録

第2日目（3月9日）

---

---

午前10時00分開会

○議会事務局長【河野歩美君】　ただいまから、令和8年松茂町議会第1回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤道昭君】　皆さん、おはようございます。

今日は第1回定例会の中の一般質問の日となっております。質問される議員の皆さん、また答弁される職員の皆さんも内容の趣旨と意図を分かりやすく、また町民の皆さんに伝わるように質問、答弁等を行っていただけるようお願いいたしまして、冒頭挨拶といたします。よろしく申し上げます。

---

○議長【佐藤道昭君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長【佐藤道昭君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長【佐藤道昭君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました8番板東議員に申し上げます。

板東議員。

○8番【板東絹代君】　皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を2問させていただきます。

1問目は、小中学校の金融教育についてでございます。

金融教育が重要な理由は、生きていくスキルとしてお金に対する正しい知識や判断力が必要だからです。お金と関わらずに生活することはできません。お金の管理についての知識がなければ安定した生活を送ることは困難です。必要なときに必要なお金を用意できな

いことで、人生の選択肢が狭められてしまうかもしれません。お金の概念が理解できる小さな頃から少しずつ教えていくことが望ましく、日本はこれまで学校で金融教育を受ける機会がなかった人は75.0%、家庭での機会がなかった人は62.3%とあります。

文部科学省は学習指導要領の改訂により、2022年度から小中高の学校では金融教育が義務化となりました。キャッシュレス決済の普及や金融商品の多様化等、暮らしに直結するお金と周囲の環境は大きく変化していて、学校教育でも金融や経済を理解し、自ら判断する力の育成が重視されるようになってきています。学校で金融教育を行うことが求められる背景には、老後資金を見据えた資産形成の必要性、成人年齢の引下げによる金融トラブルへの懸念、諸外国と比べた日本の金融教育の遅れ等の理由があります。

そこで3点質問します。

1点目、金融教育で学ぶ内容はどのようなものでしょうか。

2点目、金融教育の授業はどの教科の中で学ぶことになっているのでしょうか。

3点目、外部からの講師を招いての授業はしているのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。お伺いします。

○議長【佐藤道昭君】 谷本教育次長。

○教育次長【谷本富美代君】 板東議員ご質問の小中学校の金融教育についてご答弁申し上げます。

2020年改訂の文部科学省学習指導要領に基づき、小学校から高校までの金融教育が義務化、拡充され、2022年より本格的に実施されております。議員がおっしゃるとおり、成人年齢の引下げ等に伴う若年層の金融トラブルの防止、家計管理、資産形成（株式や投資信託等）の知識を体系的に教える内容となっております。その目的として、主に3つございます。

1つ目は、金融知識を基により豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動ができる態度を養うこと。

2つ目は、18歳で契約が可能となるため、未成年時から契約や金融感覚を身につけること。

3つ目は、資産形成の視点を持たせ、リスク管理の考え方を理解させること。

これらは子どもが将来的に自立した消費者となるための土台づくりが目的となっております。

それでは、ご質問の1点目と2点目の金融教育で学ぶ内容と教科につきましては、学校

別段階として、小学校はお小遣いの使い方、お金の役割、生活と銀行の関わり、計画的な買い方等がございませう。低学年はお小遣い等の身近なお金の計画的な使い方を、中学年では欲しいものと必要なものの区別や預金には利子がつくことを学んでおります。また、高学年では、お金のよりよい使い方や銀行の役割、クレジットカード等の利便性とリスクと消費者トラブル（悪質商法）の回避、また、家計の管理、役割を学んでおります。小学校における指導体制と学ぶ教科につきましては、教科横断的な指導として、主に社会科、家庭科、道徳の時間において学習しております。

次に、中学校におきましては、経済の仕組み、クレジットカードやローンの仕組み、生活設計と家計管理、消費生活と金融トラブル防止を学んでおります。中学校における指導体制と学ぶ教科は、主に社会科（公民）や技術・家庭科において学習しますが、道徳や特別活動、総合的な学習等、教科横断的に学習をしております。

以上の学習を通じ、ライフプランニングについての理解や自立に向けた基礎的な能力を育てることを目的として取り組んでおります。

次に、ご質問3点目の外部からの講師を招いての授業はしているのかにつきましては、国における教育支援体制として、金融機関（銀行や証券会社）が講師を派遣する出前授業や副教材の提供も実施され、小中学校におきましても、実際の消費者トラブル事例や金融の仕組みについて専門的な講師から直接学ぶことで、児童生徒の理解を一層深めております。

なお、本町の学校以外の取組におきましても、町立図書館において徳島県と連携し、金融経済教育推進機構（J-FLEC）の派遣講師による親子で考えるお金の上手な使い方等を学ぶ「くらしnoすてっぷあっぷ教室」を開催し、マツシゲートでは、地域の銀行等の専門家を講師に迎え、金融と経済を学ぶ教室を開催いたしました。

今後とも金融教育を通して、お金や金融の様々な働きを理解し、その学びを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度が養われますよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○8番【板東絹代君】 詳細にご答弁していただきまして、ありがとうございます。よく分かりました。

本町はしっかりと学びをしているということで、本当にこれからも続けていってほしいと思いますが、最近では、ネット通販やスマホでの購入、決済が普及したことで、すぐに欲しいものが入手できるようになった一方で、お金を計画的に使う意識が生まれにくくなって、お金の管理が苦手を感じる人も多く、将来、お金のトラブルに巻き込まれやすいと言われていています。子どものときからお金の正しい知識や考え方を持つことでお金の大切さを実感して、自ら考えて、消費する力をつけてほしいと思います。金融教育の授業を継続してくださいと申し上げて終わります。ありがとうございました。

続きまして、2問目の質問に入らせていただきます。

質問は介護予防に健康マージャンイベントの開催をでございます。

本町は高齢者が地域社会で活躍できるまちづくりを目指し、健康寿命の延伸のため生きがいがづくりや積極的な社会参加への促進を図る取組があります。しかし、今後ますます高齢化が進む中、高齢者自らが交流のきっかけをつくっていくコミュニティーの場を考えることが大切ではないかと思います。愛媛県東温市では、高齢者の脳の活性化、フレイル予防（虚弱化防止）及び地域交流の促進を目的とした健康マージャンが実施されています。健康マージャンの基本は、お酒を飲まない、たばこを吸わない、お金を賭けないであり、趣味として楽しむ頭脳スポーツとして親しまれて、シルバー世代の老化防止と仲間の輪を広げる健全なマージャン教室です。

マージャンは対局する中で指先でパイを動かす、相手の動かすパイを想定していくことで脳を刺激します。そして、会話や触れ合いを通じ、生きがいがづくりにつなげられます。また、社会の大きな問題となっているのが高齢者の孤独です。外出して人と話す機会が希薄になっている現代において、他人と交流しながら健康的な環境で楽しめる健康マージャンは認知症予防と孤独解消、介護予防になります。健康マージャンを取り入れている海陽町に行きまして、私も初めてマージャンをしました。講師に教わり、マナーと用語を覚え、頭をフル回転させて楽しみました。初めは男性も女性も和気あいあいでしたが、次第に真剣に考え、話す言葉もなくなっていくんですね、本当に楽しかったです。本町にも高齢者の交流活動の場として推進できるのではないかと思ったのです。

最初に海陽町社会福祉協議会が愛媛県東温市へ視察に行き、その後、海陽町議会が行っております。徳島県健康マージャン推進実行委員会の講師にルールを教わりながら、コミュニケーションの一環として楽しむことができる健康マージャンイベントの開催をしませんか、お願いいたします。お考えをお伺いします。

○議長【佐藤道昭君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 板東議員ご質問の介護予防に健康マージャンイベントの開催について答弁申し上げます。

板東議員のおっしゃるとおり、お酒を飲まない、たばこを吸わない、お金を賭けないを原則とした健康マージャンは、脳の活性化やコミュニケーションの促進を目的としたもので、全国健康福祉祭（ねんりんピック）や徳島県が開催するとくしまねんりんピックでは、将棋や囲碁とともに文化交流大会の種目に選定されており、広く認知されているところです。また、文化庁主催の国民文化祭においても交流大会が開かれ、子どもから高齢者まで年齢の垣根を越えて一緒にゲームを楽しまれています。

こうしたことから本町といたしましては、春頃開催予定の介護予防等のイベントに健康マージャンのブースを設けるよう検討してまいりたいと考えております。また、開催に当たっては、事前に広報まつしげや防災行政無線等でお知らせする予定です。

さて、本町の介護予防事業の取組の1つに、地域で高齢者が誰でも参加することができる通いの場の活動支援がございます。全国の自治体では、通いの場で健康マージャンを取り入れている例もあり、本町におきましても、町総合会館2階の公民館施設も健康マージャンに使用していただけますので、ご希望がありましたら通いの場としてこれから活動していただけるよう支援してまいります。

これからも高齢者が元気に自分らしく、地域での暮らしを続けられる松茂町を目指してまいります。

以上で、板東議員の答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○8番【板東絹代君】 介護予防に健康マージャンイベントの開催を春頃にするということをご答弁ありがとうございます。ご答弁ありがとうございます。まず、一步踏み出せたかなと思っております。

そこで再問します。

健康マージャンを体験した人が1回だけで終わらせずに続けたいという人の声に支援はしてくださるということのご答弁でしたが、どう応えるのか。その場合の相談窓口と介護予防活動の場所、通いの場について、もう少し分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 板東議員の再問に答弁申し上げます。

通いの場とは、地域で誰でも一緒に参加することのできる住民主体の介護予防活動の場で、町長の所信表明にもありましたとおり、地域包括支援センターが中心となって通いの場の展開を支援しております。本町においてはコロナ禍以降、徐々に活動が戻りつつあり、令和7年度には新しく2団体が活動を始めました。現在は5つの団体が自治センター等に定期的に集まり、いきいき百歳体操、手芸や輪投げ等のレクリエーションを行っております。中には複数の通いの場に重複して参加しておられる方もいらっしゃいます。

さて、通いの場の活動は住民主体の活動ですので、地域包括支援センターの支援もその活動に沿ったものとなり、全ての通いの場に同じ支援を行っているわけではありません。これまでの支援の例といたしましては、立ち上げについては活動拠点の検討、確保や整備、参加の勧奨等の支援を行ってきました。さて、立ち上げのほかに通いの場に町保健師が出向き、参加者個別の健康相談やフレイル予防に関する健康教育事業を実施しております。

このように地域包括支援センターでは、通いの場の立ち上げや介護予防に関する専門家との連携支援も行っておりますので、地域での交流や仲間づくりを希望される方はぜひお問合せください。

今後も健康づくり、認知症予防、孤独感の解消につながる通いの場での自発的活動や交流の展開を支援してまいります。

以上で、板東議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤道昭君】 板東議員。

○8番【板東絹代君】 詳細にご答弁いただきまして、ありがとうございます。よく分かりました。

健康マージャンイベント開催の広報をして、多くの参加者を期待します。このときに私は今までマージャンをしたことがある経験者がボランティアとして、初心者の方達にマージャンを教えに来てくださるような広報もしてほしいと思います。健康マージャンの初心者も経験者も自主的に仲間を集めて通いの場をつくる際には、地域包括支援センターに相談すればいいということなので、これからも皆さんに広報してほしいと思います。通いの場が広がり、人と人とのつながりが維持していけることを願います。

最後に私の希望ですが、先進地の愛媛県東温市や海陽町では社会福祉協議会が主体で健康マージャンをしていますので、本町も社会福祉協議会と長寿社会課に視察に行ってもらいたいというのを申し添えておきます。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました9番立井議員にお願いします。

立井議員。

○9番【立井武雄君】 それでは、議長の許可が出ましたので、私の一般質問を始めます。2問あります。

質問事項1、野焼きは犯罪、この無益なトラブルを防ぐことを目的としております。

3月7日、つい先日ですが、徳島新聞にまた記事として載っていました。「野焼き検挙5.7倍、74件」簡単に説明します。野焼きを原因とする法律違反で県警が昨年検挙したのは74件です。要因としましては、板野町での8月の森林火災、他県の大船渡市、今治市、火災に対する住民の関心が高まっての通報の増加、パトロールの強化による検挙数の増加等です。農家がサツマイモのつるを燃やすのも同じと思い、通行者が消防に連絡する事案があります。

さて、質問に入ります。

野焼きは犯罪と新聞報道でされている。例外としては、害虫駆除を目的としてサツマイモ畑にて芋つるを焼却することを認めてもらっております。芋つる焼却時の手順が周知徹底できていなくてトラブルの元となっていると思います。どのようにしたら防げるのでしょうか。

1番として、風向きを見て近くの人家に煙等が流れないように注意する。これは洗濯物等に煙による臭い等がつかないように注意することです。

2番目としましては、東部消防に連絡する。内容は、名前、畑の地番、量、消火用バケツ、ホースの有無、開始時間、消火予想時間、連絡用電話番号、以上の点を周知徹底してトラブル防止を目指します。

答弁によりましては再問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 吉田産業環境課長。

○産業環境課長【吉田 博君】 立井議員ご質問の野焼きトラブルを防ぐための周知について答弁申し上げます。

野外で廃棄物を焼却する行為である野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止されています。この禁止の例外に同法施行令第14条第4号で、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却があります。議員ご認識のとおり、芋のつる等、農業残渣の焼却は農業経営を営むためにやむを得ないものとして野焼きの禁止の例外とされていますが、煙の臭い等、周辺に配慮することや消防への届出を怠ると近隣トラブルの原因となります。

農業残渣の焼却を行う場合、事前に板野東部消防組合へ火災と紛らわしい煙または火災を発する恐れのある行為の届出書を提出し、当日の風向きに注意し、火元を離れないようにする等、周辺環境に配慮することが求められます。

本町としましては、板野東部消防組合への届出書の提出、または電話連絡、当日の周辺環境への配慮等について、防災行政無線、広報誌、ホームページで周知し、大津松茂農協や農業委員会とも連携して、野焼きトラブルの防止に努めてまいります。

以上、ご質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 立井議員。

○9番【立井武雄君】 明快な回答ですので、再問はいたしません。

そこで第2問目に入ります。2問目は、早期の認知症対策に対する質問です。

家族の中で認知症にかかり、苦勞している人達を多数見たり聞いたりします。早期に症状が分かればどうにかならないものかと思っていました。

そこで質問です。

2026年1月21日の新聞報道に「認知症の兆候AIが推定」とあり、3医療機関、4自治体が活用とあります。脳波計P i t aスクリーニングは薄い箱型で、約42グラム、額に貼って目を閉じればAIが約2分で認知症、MC Iのリスク値を判定、MC Iが疑われる人に対して脳と体を同時に使う運動等改善プログラムを提供、食事、運動、対人交流等生活の見直しの提案、早めに対処すればここまで悪化しない事例も多数あると報道されていました。

当松茂町でも購入し、早期の認知症対策を実施願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 立井議員ご質問の認知症対策へのAI活用について答弁申し上げます。

新聞で報道されたP i t aスクリーニングは昨年発表された新しい機器です。額にパッチを貼り脳波を計測、AI解析により軽度認知障害（MC I）、認知症に関連するとされる脳活動の状態を客観的に把握するスクリーニング、ふるい分けの検査ができるものです。新聞で紹介された高知県四万十町の事業所に利用の状況を尋ねたところ、現在、県内の大学と共同研究を行っており、P i t aスクリーニングを活用し、認知症の兆候を見つけ、軽度認知障害が疑われる場合には大学が監修した予防改善プログラムを実施し、その効果

を検証、研究中であるとの回答でした。

住民の皆様に負担のない方法を用い、短時間で計測できる機器を活用することは早期に認知症予防対策を講じる上で効果があると思われませんが、本町がこの機器を導入することにつきましては当該研究成果等に鑑み、本町で取り入れた場合の対象人数や費用等の状況から研究してまいりたいと考えます。

今後とも包括連携協定事業者及び関係機関と協力し、介護予防、認知症予防事業に取り組んでまいります。

以上で、立井議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 立井議員。

○9番【立井武雄君】 期待できる答弁ですので、再問はいたしません。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、通告のありました2番金森議員にお願いします。  
金森議員。

○2番【金森恵美子君】 おはようございます。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきたいと思えます。

まず初めに、傍聴に早朝よりお越しいただきまして感謝申し上げます。今回は2問質問となりますので、早速本題に入らせていただきます。

1つ目は、小・中学校の登下校時の安全に対する取組についてお尋ねをいたします。

学校の登下校時の安全対策には交通事故防止、不審者対策、災害対策があり、文部科学省をはじめ、こども家庭庁、警察庁等が連携し、様々な取組を進めている中、松茂町においても登下校の見守りの強化を図るため、地域住民やボランティアによる見守り活動に日々尽力をいただいております。

そこで、学校での安全に対する取組について、具体的内容を4点お伺いいたします。

1点目、通学路の安全点検の実施についてです。

2点目、不審者対策の効果的な対処方法についてです。

3点目、災害時の登下校及び避難場所の周知についてです。

最後に4点目は、交通安全教育の実施についてお尋ねをいたします。

以上4点、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 谷本教育次長。

○教育次長【谷本富美代君】 金森議員ご質問の小・中学校の登下校時の安全に対する

取組についてご答弁申し上げます。

議員がおっしゃるとおり、学校の登下校時における児童生徒の安全対策につきましては重要な課題であると認識しており、交通安全対策に加え、不審者対策や災害時の対応を含めた総合的な安全対策を学校、保護者、地域住民及び警察等の関係機関と連携しながら推進しているところでございます。学校においては学校保健安全法第27条の規定に基づき、交通安全や防災、防犯に関する指導や通学路の安全点検等を計画的に実施するため、学校安全計画を策定するとともに、同法第29条に基づき、不審者事案や自然災害発生時の対応、保護者への連絡体制、関係機関との連携方法等を示した学校危機管理マニュアル（危険等発生時対処要領）を策定し、登下校時を含めた児童生徒の安全確保に取り組んでおります。

それでは、学校での安全に対する取組について、ご質問の1点目、通学路の安全点検の実施につきましては、交通安全の観点からは各学校において定期的に通学路の巡回を行っております。加えて小学校では、保護者に対し通学路の安全確認を依頼する等、注意すべき箇所の把握にも努めております。また、学校、警察、道路管理者等との関係機関と連携し、定期的な合同点検を行うとともに危険箇所の把握と改善に取り組んでおります。さらに交通量の多い交差点において、登校時の立哨を行う交通指導員3名も配置しております。

ご質問の2点目、不審者対策の効果的な対処方法につきましては、防犯教室の開催や不審者対応訓練を実施する等、防犯指導を通じ児童生徒が自ら危険を回避する力の育成に努めております。加えて小学校では、周囲に危険を知らせることができる防犯ブザーの携帯や集団での登下校を推奨する等、児童が1人にならない環境づくりにも努めております。さらに下校時のオートバイによる安全パトロールを実施し、下校時間帯の巡回や板野東部青少年育成センターと連携し、あゆみ号による見守り活動の強化にも取り組んでおります。

ご質問3点目、災害時の登下校及び避難場所の周知につきましては、児童生徒に対しては警報発令時の対応、登下校中の避難行動等について明確にするとともに、地震や大雨を想定した災害時の避難訓練を実施し、児童生徒が自ら安全確保行動が取れるよう指導しております。加えて小学校では、保護者に対して登下校時の対応と避難場所の周知も行っております。

ご質問4点目、交通安全教育の実施につきましては、交通読本を活用した交通安全教育や本町と北島町で組織する板野東部地区交通安全教育推進協議会の協力の下、警察等の関係機関と連携し、発達段階に応じた交通安全教育を実施しており、安全な歩行指導や自転

車の安全利用について実技を交えた指導を行い、道路交通法に基づく交通ルールの遵守と危険予測能力の向上を図るとともに、自分の命は自分で守る、安全に関する自己判断力を育てることに取り組んでおります。

さらに中学校においては、車両である自転車での事故では被害者となるだけでなく、場合によっては加害者になり賠償責任を負う可能性があることも指導し、責任ある行動選択ができるよう生徒の育成にも努めております。

これらの取組は行政や学校だけで完結するものではなく、日頃より登下校時の見守り活動や立哨活動にご協力をいただいている地域の皆様、保護者の皆様のご支援によって支えられているものであり、今後とも、地域ぐるみで子ども達の安全を守る体制の一層の充実に向け、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後におきましても関係機関との連携を一層強化し、地域ぐるみで児童生徒の安全を守る体制の充実を図るとともに、全ての子ども達が安心して登下校できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 金森議員。

○2番【金森恵美子君】 ご答弁ありがとうございました。

ご存じと思われますが、登下校に関することは学校保健安全法に定められていると思います。細かい内容につきましては、長くなりますので割愛をさせていただきますが、安全教育における3つの領域、生活安全、交通安全、災害安全と点検方法も安全教育の各教育は独立したのではなく、日々自らの安全の確保に留意してほしいと思います。

交通安全や治安の維持等は警察の役割であるとされる中、中学校の自転車通学における危険度にも中学校の交通安全啓発行事として、毎年4月、9月の春と秋、全国交通安全運動街頭キャンペーンでの交通安全の呼びかけの実施を行っています。関係機関である徳島県交通安全協会、自動車安全運転センター、徳島事務所も松茂町にあり、日々普及活動を行っていただいております。こういった交通安全教育と安全啓発の取組により、松茂町は地域住民の交通安全意識を高め、交通事故防止への強化に努めていることも重ねて心強いことであり、感謝申し上げる次第であります。

今後も多角的な視点から安全意識を高め、効果的な教育が実現できますよう引き続きの安全対策を願ひまして、1つ目の私の質問を終わりたいと思います。

それでは引き続き、2つ目の質問をさせていただきます。

新規就農者の確保と育成についてお尋ねをいたします。

松茂町では農業の担い手不足解消のため、新規農業者の確保と育成に力を入れております。これは農地の集積や遊休農地の発生防止と解消を合わせ、持続可能な農業経営を支えるための重要な柱となっております。

そこでお伺いをいたします。

新規参入者に対する支援状況をお聞かせください。また、営農活動等、具体的支援がどのように進められているのか、お聞かせください。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長【佐藤道昭君】 吉田産業環境課長。

○産業環境課長【吉田 博君】 金森議員ご質問の新規就農者の確保と育成について答弁申し上げます。

本町では新規就農者の確保と育成のため、補助金による支援と営農活動に関する支援を実施しています。まず、補助金については、国の新規就農者育成総合対策にある要件を満たし、就農開始から5年間の農業経営計画である青年等就農計画の認定を町から受けた認定新規就農者を対象に、生活資金の支援として経営開始資金を年間150万円、最長3年補助しています。松茂町ではこれまで4件の実績がございます。

次に、経営発展への支援として、農業用機械等の購入費のうち4分の3、上限750万円を経営発展支援事業補助金として補助しています。また、認定新規就農者は日本政策金融公庫から無利子融資である青年等就農資金の融資を受けることも可能で、対象者には案内をしています。こちらは2件の実績がございます。

営農活動に関する支援として、鳴門藍住農業支援センター、大津松茂農協等、農業に関する知見や技術的なノウハウを持った方々と定期的に認定新規就農者を訪問して、就農状況の確認や悩み等を共有して解決に向けたアドバイスを行っています。

全国的に農業の担い手不足、遊休農地の発生等の課題がある中、本町としては認定新規就農者に対する支援を継続することで、これらの課題解決に関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

以上、ご質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長【佐藤道昭君】 金森議員。

○2番【金森恵美子君】 ご答弁ありがとうございました。

難しい問題であると思います。再問はありませんが、少し補足をさせていただきたいと思ひます。

調べによりますと農林水産省は2025年12月23日、2026年度当初予算で新規就農者への助成金について、年間で決められております150万円から1割増加の165万円となる方向で調整していると明らかにされております。12年度の制度開始から増額するのは初めてであることから、農業人口が減少する中で物価高に対応できるようにと新規就農者を増やす考えと思われまます。新規就農者支援制度は新規就農者が農業を始める上で多くのメリットがある反面、支援制度の利用には厳しい条件や継続的な努力が求められ、原則として独立・自営就農時49歳以下、雇用就農は対象外、営農計画を作成して農業委員会での承認が必要とされる中、認定後も継続的な報告が義務づけられる等、農業経営を安定化するための過大な努力が求められているのが現実であります。

また、資金面での課題もあり、自己資金の必要性、融資の審査、経営の不安定さ、技術と経営の習慣等、給付金は魅力的なものとは思われまますが、それだけで全てを補うのはとても困難であります。新規就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業も併せての地方自治体独自の手厚い支援をどうぞ検討していただき、新規就農者が地域との mismatch に孤立してしまうことのないよう共に思案していただきたく、引き続きの支援を心よりお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、通告のありました6番村田議員にお願いします。

村田議員。

○6番【村田 茂君】　　それでは、議長の許可を得ましたので、通告をいたしております男性用トイレのサンタリーボックスの設置についてを質問させていただきます。

このことについては最近の状況といたしまして、全国全ての自治体の詳細設置状況を把握することはちょっと困難ですので、調査できました多くの自治体がウェブサイトや広報誌で公共施設のバリアフリー設備やアメニティー向上の取組として、サンタリーボックスの設置、特に男性用トイレへの新規設置や生理用品の無償提供と併せた設置について、情報を発信いたしているところでございます。

それでは今回、一般質問として私が通告しております要旨に基づきまして質問させていただきます。

サンタリーボックスとは汚物入れとも呼ばれます。主にトイレの個室に設置され、使用済みの生理用品やパンティーライナー、場合によっては軽失禁パッド等を捨てるための箱でございます。目的としては衛生的処理、プライバシーへの配慮、トイレの詰まり防止等の点が挙げられます。従来は主に女性用トイレに設置されていましたが、最近では性の多

様性への配慮や、男性のがん治療等による尿漏れパッドの使用といったニーズから、男女共用トイレや男性用トイレにも設置する動きが少しずつ出てきています。

全国的に前立腺がんや病気や加齢により尿漏れパッドを利用する男性が増加し、外出先のトイレでパッド捨場に困るため、男性用トイレにサンタリーボックスを設置する自治体があるようです。外出した際、パッドを通常のごみ箱に捨てることは患者の方には抵抗があると思います。そのため、あのトイレにはサンタリーボックスがあるということが分かっていると、外出するときにも安心感が違うと考えるところです。

そこで質問をさせていただきますが、公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスを設置すること、民間施設にも協力を求めることについてのお考えをお伺いしたいと思います。よろしくご答弁のほどお願いをいたします。

○議長【佐藤道昭君】 藤田総務部長。

○総務部長【藤田弘美君】 村田議員ご質問の男性用トイレのサンタリーボックス設置についてご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり性の多様性への配慮や、がん治療、加齢等により尿漏れパッドを使用される男性が増えていることから、近年、自治体の庁舎や公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスを設置する動きが広がっています。また、総務省行政評価局等において、男性用サンタリーボックスの設置を推進するための情報収集が行われ、その協力の下、令和7年4月に一般社団法人日本トイレ協会がその普及促進に向けた取組について整理した、男性用トイレのサンタリーボックス設置に関する留意点を公表しております。

これらのことから本町におきましては、現在、男性用トイレへのサンタリーボックスの設置は行っておりませんが、設置の必要性が認められること、町等の公共施設に設置することで民間施設への波及効果が期待できることから、まずは役場庁舎及び保健相談センター等、町民の利用頻度の高い公共施設から順次設置することといたします。また、民間施設へ協力を求めることにつきましては、広報等を通して設置の必要性、留意事項等を周知するとともに、本町の取組を契機として民間事業者への広がりを期待したいと思います。

今後も性別や年齢、身体状況にかかわらず、誰もが快適に利用できる公共施設づくりに努めてまいります。

以上、村田議員ご質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤道昭君】 村田議員。

○6番【村田 茂君】 ただいまは総務部長から丁寧な前向きなご回答をいただきまし

たので、再問はいたしません。

それで最近の全国の動向について若干お話をさせていただきますが、貧困対策として生理用品の無償提供と、併せてサニタリーボックスの重要性が今現在、再認識をされております。多様な利用者のニーズに応えるため、男性用トイレや男女共用トイレへのサニタリーボックス設置を進める自治体が全国的にとにかく増加しております。これは包括的な社会づくりへの意識の高まりを反映していると思われまますので、先ほど総務部長から前向きなご答弁をいただいたように、今後は民間の施設にも要望いたしまして、町の今後の積極的な取組に期待をいたしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】　　続きまして、通告のありました7番川田議員にお願いします。  
川田議員。

○7番【川田 修君】　　議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の方からは、旧吉野川松茂防災まちづくり一体型築堤事業の進捗状況と町の対応についてご質問をいたします。

この事業は広島橋下流において国の堤防整備に併せて、町が高水敷に親水施設を整備するというもので、国と町が一体となって取り組む築堤事業です。私はこれまでにこの事業に関連した質問を令和2年9月と令和4年6月の2回しております。このとき町からは親水施設の概要や築堤事業の一部に船着き場を整備したり、国において通常の一般河川改修事業とは別に、松茂防災まちづくり一体型築堤事業として国に採択され、スピード感を持って整備されるという答弁をいただいております。それぞれの施設が完成すると、マツシゲートとタイアップしたイベント開催ができる等、これまで以上に町内外の人々との交流を大いに深めることができると私は大きな期待をしていました。

当時の低水護岸工事、広島橋右岸のすぐ下流ですが、鋼矢板打ち込みと笠コンクリートの工事は平成11年に国交省が工事を完了しております。それ以降、全く手つかずでいたわけです。地元から要望したという話も聞いていません。完成する時期については国が実施する事業であるため、今後の用地取得や堤防工事の進捗により完成までは時間がかかるという答弁でございました。工事に着手するまでには、測量、設計、現地調査、用地買収を経てから工事着手となるのが一般的な流れです。町においては令和元年度に親水施設の工事に必要な実施設計業務を行っています。もう6年も経過しています。いまだに着工の

兆しがありません。着手のめどが立たないことには将来の話ができません。

まず最初に地元説明会をするという話でございましたから、もう地元説明会は済んでいると思いますが、その次に代替用地取得の交渉、これはどのようになっているのでしょうか。現在の進捗状況はどのようになっていますか。

これは私の意見ですが、交渉の困難な地権者がいれば国交省の用地担当部局と町は情報共有して、アドバイスや人脈を通じて後押しする等の協力体制が必要なのではないのでしょうか。松茂町は従来から県とか国の用地買収に非常に関わってきております。今現在ある松茂工業団地、それから11号バイパス、そして空港等、町役場の先輩達、先人達は非常な苦勞をしてやってきました。私は若いときからそういうのを見てきて、現在、そのようなことを町の職員の方もやられているのだらうかと疑問に思っております。

そういうことから町がこれからどのように取り組み、これからどのように進んでいくのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長【佐藤道昭君】 永井建設課長。

○建設課長【永井義猛君】 川田議員のご質問にご答弁を申し上げます。

これまでの一般質問への答弁と重なりますが、旧吉野川松茂防災まちづくり一体型築堤事業は広島橋下流から旧吉野川河口堰までの区間で、国土交通省において実施される堤防整備でございます。特に右岸側の広島地区では、豊岡用水樋門から下流に向かって約370mの範囲で親水施設が整備されます。堤防本体部分は国が整備し、堤防以外のイベント広場や階段ベンチ等、親水施設は町が費用を負担します。国と町が一体となって水害の軽減を図るとともに、水辺とまちづくりが融合した水辺空間の整備を行っていく計画で、通常の一般河川改修事業とは別事業でございます。

ご質問の1点目、用地取得の進捗状況でございます。

国において堤防整備事業は、左岸側は広島橋下流から県道徳島空港線までを北川向工区、県道から旧吉野川河口堰までを中喜来工区の2つの工区に分けて実施されております。一方、右岸側は広島橋下流から堤防と合わせて親水施設が整備される開拓用水樋門までを広島工区、樋門から県道徳島空港線までを向喜来1工区、県道から旧吉野川河口堰までを向喜来2工区の3つの工区に分けて実施されております。これら5つの工区のうち、用地買収に着手している工区は3工区でございます。工区ごとに進捗率を申し上げますと、北川向工区は令和5年度に用地買収に着手し、進捗率は約80%と伺っております。広島工区も令和5年度に用地買収に着手し、進捗率は約40%と伺っております。向喜来1工区は令

和6年度に用地買収に着手し、住居の移転先を含め関係者との補償協議を進めているところと伺っております。

特に親水施設が整備される広島工区の完成時期につきましては、これまでの答弁の繰り返しになりますが、堤防本体の用地取得や工事の進捗により完成の時期は未定と伺っておりますが、早期完成に向けて尽力されておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご質問の2点目、町としての取組についてでございますが、水害から地域住民を守る堤防整備は町にとって悲願でございます。この堤防整備は施工延長も長く、用地を含む関係者も多くいらっしゃいます。このことから、町としてこれまで以上に国との連携を強化し、個々の課題整理を調整しながら事業の早期完成に向けて取り組んでまいります。また、堤防整備促進に必要な予算の確保を吉野川改修促進協力会等、各種団体と連携、ご協力をいただきながら国に対して要望活動に取り組んでまいります。

以上、川田議員ご質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤道昭君】 川田議員。

○7番【川田 修君】 答弁をいただいたので再問もしたいんですが、国が相手のことでなかなか確たる答弁も得られないと思いますので、私の方から意見を述べさせていただきます。

堤防整備は松茂町民の悲願であるということをおっしゃいました。実際、今一番言われているのは、地震、津波のときの堤防の強化ということですが、私どもの年代、昭和36年ですかね、第2室戸台風。ここにおられる方は皆さん、そのときには生まれておられた方ばかりだと思いますが、いわゆる私の家も床上浸水しましたし、そのときのことを今私が振り返って、今この年になってそんな状況が起きたらどんなんだろうかな、もう生きる気力をなくすんじゃないかなというふうな気もします。ですから、早くしてほしい、これは私に限らず皆さん思っておられると思います。

特に北川向地区の堤防は広島側の堤防よりも低いということも聞いておりますので、取りあえず北川向工区は80%まで用地買収ができておるといようなことであれば、とにかく重点にということでもないんですが、できれば早くいろいろな人脈、町の幹部、あるいは町の職員の親戚等、できる手だてを全て使って困難な交渉先と向き合ってもらいたいと思います。

一日も早くこうしたことが着手され、そして、広島工区につきましても実施設計までや

っている、一応町費ももう出ているわけですから、これはもう同じく全力投球で町を挙げてやってほしい、これを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

議事都合により、場内の時計で11時20分まで小休いたします。

午前11時08分小休

---

午前11時20分再開

○議長【佐藤道昭君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、日程第2、議案第5号「喜来小学校空調改修工事請負契約締結について」を議題といたします。

担当職員の詳細説明を求めます。

東條学校教育課長。

○学校教育課長【東條倫也君】 それでは、議案第5号についてご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

議案第5号、喜来小学校空調改修工事請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定により、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、喜来小学校空調改修工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、1億9,800万円。契約の相手方、徳島県鳴門市撫養町斎田字東発46番地3、株式会社四電工鳴門営業所、所長、中尾則夫というものでございます。

この工事の入札につきましては指名競争入札により執行するべく、管工事業者5社を指名いたしました。指名をいたしました業者を順不同にて申し上げます。三和空調株式会社、徳寿工業株式会社、中筋建工株式会社、三菱電機ビルソリューションズ株式会社、株式会社四電工でございます。指名いたしました5社のうち、三菱電機ビルソリューションズ株式会社の1社につきましては、入札執行前に技術者の配置が難しく、工期内に工事を完成することができないとの理由から入札を辞退する旨の届けがございました。このため去る2月16日にこれを除いた4社で入札を執行いたしました結果、株式会社四電工鳴門営業所が落札し、同社とは2月20日に仮契約を締結しております。

この工事の工期につきましては、議会の議決日の翌日から令和9年3月18日としております。この工事の設計金額は消費税込みの金額で2億27万7千円、落札額は消費税込みの金額で1億9,800万円でした。この入札の請負率は98.86%となっております。

次に、工事の概要等についてご説明させていただきます。

議案参考資料4ページをご覧ください。

資料の右側、工事概要につきましては、平成13年度にダクトによる一括方式の空調設備が設置されましたが、設置後20年以上が経過し、設備の老朽化とともに現在使用しております空調設備の空調冷媒ガスが生産停止になっていることから、全面的な更新が必要となり、ダクトによる一括空調方式から個別空調方式であるパッケージエアコンへ改修いたします。左側平面図の上から1階、2階、3階となり、施工する教室数は普通教室のほか、職員室等も含め26室となります。

平面図の右上、凡例の表をご覧ください。

緑色の四角で示している記号は空調機器であるパッケージエアコンを示しております。次に、赤枠は防衛省の補助対象事業として施工する教室を示しており、普通教室、特別教室等計24室を施工いたします。青枠は町単独事業として施工する教室2室を示しております。こちらの町単独事業につきましては、既存の空調設備が既に個別のエアコンを設置していたこと等が理由となっております。

次に、黄色で着色している範囲は空調改修に伴い、既設配管の撤去やパッケージエアコンの設置に伴い、天井の改修を行う範囲を示しております。また、天井の改修の際に既設照明設備の撤去を行う必要があることから、町単独事業として照明設備のLED化と老朽化した職員用玄関の改修を行うこととしております。なお、この工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは株式会社西田設計でございます。

最後に、平面図右下、契約額及び財源について申し上げます。

契約額でございますが、消費税込みで1億9,800万円となります。財源は補助率65%の防衛施設周辺防音事業補助金9,318万5千円と、学校教育施設等整備事業債4,500万円を活用いたします。工事の施工に当たりましては、児童及び教職員等の安全確保を最優先に学校と連携を図りながら、教育活動に配慮した安全かつ円滑な工事実施に努めてまいります。

以上、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 以上で詳細説明は終わりました。

これから議案第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

---

○議長【佐藤道昭君】 これから議案第5号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これで討論を終結いたします。

---

○議長【佐藤道昭君】 これから議案第5号「喜来小学校空調改修工事請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案第5号「喜来小学校空調改修工事請負契約締結について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長【佐藤道昭君】 続きまして、日程第3、議案第6号「松茂町企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例」から日程第40、議案第43号「令和8年度松茂町下水道特別会計予算」までの議案38件を一括して議題といたします。

以上、議案38件につきましては、各委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案38件については、会議規則第39条第1項の規定

により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案38件については、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前11時27分小休

---

午前11時29分再開

○議長【佐藤道昭君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【河野歩美君】 失礼いたします。それでは、配付いたしました議案付託表をご覧ください。

総務常任委員会。

議案第 6号 松茂町企業版ふるさと納税基金の設置、管理及び処分に関する条例

議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 松茂町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

議案第10号 松茂町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 松茂町職員等の旅費に関する条例

議案第12号 松茂町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

議案第14号 松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

議案第15号 松茂町総合振興計画審議会条例を廃止する条例

議案第16号 松茂町地方版総合戦略審議会条例

議案第17号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第31号 令和7年度松茂町一般会計補正予算(第8号)(所管分)

以上が総務常任委員会に付託いたします議案13件でございます。

次に、産業建設常任委員会。

- 議案第29号 町道路線の認定について
- 議案第30号 町道路線の変更について
- 議案第31号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第8号）（所管分）
- 議案第35号 令和7年度松茂町新工業団地特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 令和8年度松茂町長原渡船運行特別会計予算
- 議案第41号 令和8年度松茂町新工業団地特別会計予算
- 議案第42号 令和8年度松茂町水道特別会計予算
- 議案第43号 令和8年度松茂町下水道特別会計予算

以上が産業建設常任委員会に付託いたします議案8件でございます。

次に、教育民生常任委員会。

- 議案第18号 松茂町印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 松茂町人権尊重のまちづくり条例
- 議案第20号 松茂町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第21号 子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 松茂町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 松茂町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 松茂町幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 令和7年度松茂町一般会計補正予算（第8号）（所管分）
- 議案第32号 令和7年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 33 号 令和 7 年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 34 号 令和 7 年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 37 号 令和 8 年度松茂町国民健康保険特別会計予算

議案第 38 号 令和 8 年度松茂町介護保険特別会計予算

議案第 39 号 令和 8 年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算

以上が教育民生常任委員会に付託いたします議案 18 件でございます。

次に、予算決算特別委員会。

議案第 36 号 令和 8 年度松茂町一般会計予算

以上が予算決算特別委員会に付託いたします議案 1 件でございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長【佐藤道昭君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきまして、そのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、議案 38 件は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について、事務局から説明いたします。

○議会事務局長【河野歩美君】 失礼いたします。それでは、委員会日程表をご覧ください。

開催場所は、松茂町役場 3 階、301 委員会室でございます。

予算決算特別委員会、3 月 11 日、水曜日、午前 10 時から。

教育民生常任委員会、3 月 13 日、金曜日、午前 10 時から。

産業建設常任委員会、3 月 13 日、金曜日、午後 1 時 30 分から。

総務常任委員会、3 月 13 日、金曜日、午後 3 時からそれぞれ開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長【佐藤道昭君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月10日から3月18日までの9日間は、委員会審査のため休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤道昭君】 異議なしと認めます。

よって、明日3月10日から3月18日までの9日間は休会と決定いたしました。

次回は3月19日、午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時37分散会